

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

食品衛生

全国大会

令和6年度食品衛生全国大会が

10月23、24日に東京で開催されました。

「食品衛生全国大会（食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式典）並びに食品衛生指導員全国大会」が東京の会場で開催されました。

大会初日の23日は、午前中に食品衛生センター講堂で全国支部長（会長）会議が開催されました。午後からは、浅草公会堂にて食品衛生指導員全国大会が開催されました。第一部では、全国の食品衛生指導員、食協関係者が出席し、全国ブロックの代表による食品衛生指導員体験発表が行われました。

第二部では、日本食品衛生協会理事長表彰が行われ、当協会から食品衛生指導員1氏が受賞されました。

翌24日には、日本橋の明治座で、第一部の食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式が開催され、当協会からは、厚生労働大臣表彰

食品衛生功労者3氏、食品衛生優良施設2施設、日本食品衛生協会会長表彰食品衛生功労者5氏、食品衛生優良施設1施設が受賞されました。

第二部の観劇会では、梅沢富美男劇団「梅沢富美男研ナオコ特別講演」の公演を楽しむことが出来ました。

表彰式、食品衛生指導員全国大会とも盛大な大会でした。受賞者の皆様、誠にめでとございます。

おめでとございます

〔当協会の受賞者と受賞施設〕

（順不同、敬称略）

厚生労働大臣表彰

食品衛生功労者

野田 順（東）

中村 鍵次（瑞穂）

加藤 利勝（緑）



野田 順 氏



中村 鍵次 氏



加藤 利勝 氏

厚生労働大臣表彰

食品衛生優良施設

MY FRIEND（瑞穂）

株式会社 南部食鶏（熱田）

日本食品衛生協会会長表彰

食品衛生功労者

樋口 敏伸（中村）

水野 智治（中）

安井 晴信（港）

大羽 準夫（南）

石原 完治（守山）

日本食品衛生協会会長表彰

食品衛生優良施設

資生堂 パーラー（中村）

日本食品衛生協会理事長表彰

食品衛生指導員

戸松 厚志（中）

名古屋市からのお知らせ

ノロウイルス食中毒に要注意！！

ノロウイルスによる食中毒は、例年、冬季に流行し、令和5年度では本市で発生した食中毒事件において、患者数と発生件数ともに第1位でした。

本市では、11月から2月を「ノロウイルスによる食中毒防止対策期間」と定め、事業者に対し重点的な監視指導の実施や、名古屋市食品衛生協会と連携した消費者等への啓発活動を行います。

また、市内でノロウイルスによる食中毒の発生が予想される場合には、「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発令して注意を呼び掛けます。

【ノロウイルス食中毒予防の4原則】

- ① **持ちこまない**＝調理する人の健康管理に注意！

嘔吐や下痢の症状がある場合は、調理を行わないようにしましょう。

- ② **つけない**＝正しい手洗いの徹底！！ 調理器具の洗浄・消毒！

調理前、トイレ後、盛り付け前などには、特に念入りに手を洗いましょう。

調理器具類は洗浄後、熱湯又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒しましょう。

- ③ **加熱する**＝中心部まで十分加熱する！

食品は中心部まで十分に（二枚貝など汚染されているおそれのある食品は85～90℃で90秒間以上）加熱しましょう。

- ④ **ひろげない**＝定期的な消毒・清掃、汚物の適切な処理！

調理する場所、トイレ等は定期的に清掃・消毒しましょう。

嘔吐物などの汚物は適切に処理しましょう。

症状が無くてもノロウイルスに感染している場合があります。日頃から感染している可能性があることを意識して従業員全員が手洗いを徹底し、使い捨て手袋を適切に使用するなどしてノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう。調理可能な量を超えての作業とならないようにし、取り扱う食品を変更した場合には衛生管理計画を見直しましょう。また、従業員が変わった場合には衛生管理計画の周知を図りましょう。

名古屋市では、正しい手の洗い方や次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法を動画で紹介しています。ノロウイルス食中毒予防の参考に、ぜひご覧ください。

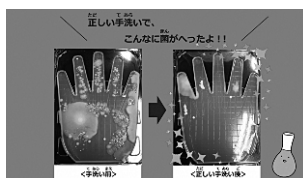
名古屋市保健所 食品衛生課 電話 052-972-2646



○動画は『まるはっちゅ〜ぶ』で公開中！

<https://www.city.nagoya.jp/dogakan/indexhtml>

〈正しい手の洗い方〉



視聴はこちら



〈消毒液の作り方〉



視聴はこちら



令和6年度

「食の安全・安心懇談会」を

開催しました

令和6年9月10日、名古屋市公館において、公益社団法人名古屋市食品衛生協会と名古屋市の共催で「食の安全・安心懇談会」を開催しました。

本年度は「食中毒を予防するために」をテーマとし、名古屋市地域女性団体連絡協議会（女性会）から4名、食品衛生協会から5名、名古屋市から3名が出席し、意見交換を行いました。

開催にあたり、食品衛生協会会長より「当協会は昭和32年に設立され、食中毒の予防、賠償共済の普及などの活動を行ってきた。ノロウイルスやカンピロバクターなどの食中毒はいまだに撲滅できず、新たにアニサキスによる食中毒が増加している。今後とも情報の提供、十分な加熱や手洗

いなどの衛生管理の基本の徹底に取り組んでいく。食の基本である安全を守り、消費者の皆様の信頼に応えることが一番大切だと考えている。今回の意見、情報を安全・安心な食品の提供に活かしたい。」と挨拶を行いました。

その後名古屋市から、最近の食中毒の発生状況や食中毒予防、保健センターにおける取り組みについて紹介がありました。

次に食品衛生協会から、消費者の方への食品衛生の啓発、協会会員への巡回指導を通じた自主衛生管理の推進、食品衛生の向上に関する講習会開催などの協会の取り組みを説明しました。

続いて女性会から、黄色ブドウ球菌による食中毒の予防や、手洗いなどに関するご質問があり、

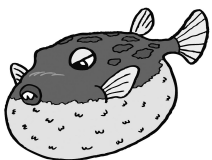
活発な意見交換を行いました。



ふぐを取扱う営業者の皆様へ

- ふぐの美味しい季節が始まります。この季節を楽しむにしている消費者の方も多いことと思います。しかし、ふぐには強い毒があり、ふぐによる食中毒は、毎年全国各地で発生しており最悪の場合は死亡することもあります。（令和5年・食中毒9件発生、死者0名）
- 令和5年には、神戸市の飲食店において、有毒部位である肝臓の刺身を提供したことを原因とする、ふぐの食中毒事件が発生しました。
- ふぐを取扱う際は次のことに注意し、安全・安心なふぐの提供をお願いします。
- ① ふぐ処理師の資格のない方が、業としてふぐを処理してはいけません。
 - ② 未処理のふぐを仕入れる場合には保健センターへの届出が必要です。
 - ③ ふぐの処理をする営業者の方は、ふぐ処理施設の標札を店内のよく見える場所に掲示してください。
 - ④ 一般の消費者へ、未処理のふぐを販売してはいけません。
 - ⑤ ふぐの種類鑑別を厳重に行い、種類の分からないふぐは処理しないようにしてください。
 - ⑥ ふぐを販売する場合は、ふぐの種類や処理者氏名など必要事項を適正に表示してください。
 - ⑦ ふぐは種類により可食部位が異なります。みがきふぐには、可食部位以外の部位が残っていないことを確認してください。なお、すべての種類のふぐで肝臓と卵巣は食べることができません。
 - ⑧ 取り除いた有毒な部分は適切に処分してください。
 - ⑨ ふぐの仕入れ・処理・販売をするときは、必要事項を記録し、保管してください。

名古屋市保健所食品衛生課
電話 052・972・2649



令和6年度厚生労働省委託事業

食品衛生法改正事項実態把握等事業

「HACCPに沿った衛生管理及び

営業許可制度に関する講習会」開催

今年度の厚生労働省委託事業として、公益社団法人日本食品衛生協会が受託された「令和6年度厚生労働省委託事業HACCPに沿った衛生管理及び営業許可制度に関する講習会」を一般社団法人愛知県食品衛生協会と共催で、8月26日午後2時よりTKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー（中村区）において開催しました。

衛生管理と普及への取り組み、営業許可制度と取り組みについて講演頂きました。第2部では、HACCPの実施状況・導入効果等の調査結果について、日本食品衛生協会公益事業部課長岡本様よりお話を頂きました。多数のご参加ありがとうございました。

第1部の「HACCPに沿った衛生管理営業許可制度に関する講習会」は、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課の大橋主査様に食品衛生法改正、HACCPに沿った



HACCP相談会を

開催しています（要予約）

令和2年6月に改正食品衛生法が施行され、飲食店営業等の食品事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を実施していただく必要があります。

名古屋市中ではHACCPに沿った衛生管理を継続できるよう気軽に相談できる機会を設けています。

○対象 名古屋市内の食品取扱施設の事業者の方、または原則全ての食品等事業者（飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業など）

○参加費 無料

○日時

名古屋公式ウェブサイトにて2か月後まで掲載。（午前の部…午前11時50分～、午後の部…午後3時50分～）

○場所

名古屋市獣医師会館2階

○内容

計画や手順書の作成、記録の実施、これらの見直し等、HACCPに沿った衛生管理を継続していく上で課題に

感じていることの個別相談。

○申込方法

名古屋電子申請サービスの他、次の事項を記入して、FAXまたは電子メールでお申込みください。

①参加希望日

②店舗名

③受講者氏名（ふりがな）

④店舗所在地

⑤施設電話番号（FAX番号）

⑥参加票送付先（④と同じ場合はその旨）

⑦相談内容

○申込期限

相談会開催日の1週間前

○申込・問合せ先

名古屋保健所食品衛生課
電話

052-972-2646

FAX

052-955-6225

電子メール

a2646@kenkofukushin-

city.nagoya.lbjd

名古屋電子申請サービス



「ノロウイルス食中毒

予防強化期間」

日本食品衛生協会、各都道府県市食品衛生協会では令和6年11月1日から令和7年2月28日までを「ノロウイルス食中毒予防強化期間」としました。

ノロウイルス食中毒は、少量のウイルスで感染することなどから対策が難しく、近年の食中毒の大半を占めている厄介な食中毒です。

食中毒予防3原則のうち「つけない」「やっつける」が特に重要です。万が一、ノロウイルス食中毒が起きた際も幅広く補償ができる「あんしんフード君」、「スーパールあんしんフード君」（2018年1月制度改定）への加入を推奨します。

◎当協会では、ノロウイルス食中毒予防のため、「基本はきっちり手洗い」PP加工のリーフレット（会員無料）を準備しています。詳細については、支部又は本部事務局にお問合せください。

「マイナ保険証」をお持ちですか

本年七月現在、当組合の被保険者一万五五九〇人のうち、「マイナ保険証」をお持ちの方は八千六八五人（五五・七％）です。

本年一二月一日までに発行され、お手元にある従来の「被保険者証」は、有効期限である来年八月三十一日まで使用できますが、その後は「マイナ保険証」で医療機関・薬局等を受診などすることとなります。

マイナンバーカードをお持ちの方で、それが「マイナ保険証」になっていない方は、早速、次の①又は②の方法で利用登録してください。

①医療機関・薬局の「顔認証付きカードリーダー」にて利用登録する。

②セブン銀行ＡＴＭにて利用登録する。

*「マイナ保険証」とは、保険証として利用登録された「マイナンバーカード」のことをいいます。

しかしながら、「マイナ保険証」をお持ちでない方が、本年一二月二日以

降に、次の①から③のいずれかに該当する場合でも、「被保険者証」は交付されません。しかし、その代わりに当組合から「資格確認書」が交付されます。

①新規に当組合に加入した場合

②保険証を紛失した場合

③住所変更等で保険証の記載事項に変更があった場合

したがって、「マイナ保険証」をお持ちでない方が、医療機関等を受診などする場合に、当組合が交付した「資格確認書」を提示することにより保険診療が受けられます。

また、「マイナ保険証」が利用できない医療機関等で受診等する場合は、「資格情報のお知らせ」（当組合から交付します。）を提示することにより保険診療が受けられます。

なお、「マイナンバーカード」をお持ちでない方は、そのカードの申請・作成について、お住まいの市・区役所又は町村役場へお尋ねください。

ジェネリック医薬品で薬代の負担が軽くなる

医療機関で医師から処方される薬は、先発医薬品（新薬）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

新薬には20～25年の特許期間があり、特許期間中はその薬を開発した製薬会社だけが製造・販売する権利を持っています。

しかし、特許期間が満了になると、他の製薬会社も同じ有効成分を配合した薬を製造できるようになります。

す。その際、開発コストがかからないため、新薬と比べて安く製造することができます。これがジェネリック医薬品です。

ジェネリック医薬品は、新薬と同じように、薬事法に基づいて厚生労働大臣の承認を受けた医薬品です。厳しい審査で、品質、有効性、安全性などが新薬と同等であることが確認されています。また、なかにはより飲みやすくなるための工

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)	
公費負担番号	保険者番号
公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号
氏名	保険医療機関の所在地及び名称
生年月日	電話番号
性別	保険医氏名
区分	被保険者
交付年月日	令和 年 月 日
変更不可	処方箋の使用期間
処方	令和 年 月 日
備考	特記記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
調剤済年月日	令和 年 月 日
公費負担番号	公費負担医療の受給者番号
調剤済年月日	令和 年 月 日
公費負担番号	公費負担医療の受給者番号

夫を加えたものもあります。薬を処方するのは医師ですが、患者は新薬よりも価格の安いジェネリック医薬品の使用を医師にお願いすることができます。

当食品国保の皆さんのジェネリック医薬品の最新の使用割合は、85・02％（令和6年7月調剤）です。

ジェネリック医薬品の使用割合を増やして、薬代の負担を軽くしましょう。

「処方箋」をチェックしましょう。

患者の意思でジェネリック医薬品を選べます。

現在の「処方箋」には、新薬からジェネリック医薬品への「変更不可」の欄が設けられています。

「変更不可」欄に、「✓」又は「×」がなく、「保険医署名」欄に、薬を処方した医師の署名又は記名・押印がなければ、患者の意思でジェネリック医薬品を選ぶことができます。

保険薬局の薬剤師に「ジェネリックでお願いします。」と伝えましょう。

表1 制度別医療費の推移

(単位：兆円)

	総計	医療保険適用							公費
		75歳未満						75歳以上	
		被用者 保険	本人	家族	国民健康 保険	(再掲) 未就学者			
2019年度 (構成割合)	43.6 (100%)	24.4 (55.9%)	13.5 (31.0%)	7.4 (17.0%)	5.3 (12.2%)	10.9 (24.9%)	1.4 (3.2%)	17.0 (39.1%)	2.2 (5.0%)
2020年度 (構成割合)	42.2 (100%)	23.5 (55.6%)	13.0 (30.8%)	7.3 (17.3%)	4.8 (11.4%)	10.5 (24.8%)	1.1 (2.7%)	16.6 (39.4%)	2.1 (5.1%)
2021年度 (構成割合)	44.2 (100%)	25.0 (56.5%)	14.1 (32.0%)	7.9 (17.9%)	5.2 (11.9%)	10.8 (24.5%)	1.3 (3.0%)	17.1 (38.6%)	2.2 (4.9%)
2022年度① (構成割合)	46.0 (100%)	25.8 (56.1%)	15.0 (32.7%)	8.4 (18.4%)	5.6 (12.2%)	10.7 (23.3%)	1.4 (3.1%)	18.0 (39.1%)	2.2 (4.8%)
2023年度② (構成割合)	47.3 (100%)	26.2 (55.4%)	15.7 (33.1%)	8.9 (18.8%)	5.8 (12.3%)	10.5 (22.2%)	1.5 (3.1%)	18.8 (39.8%)	2.3 (4.9%)
②-①	1.32	0.43	0.64	0.44	0.19	△0.21	0.03	0.81	0.08

表2 1人当たり医療費の推移

(単位：万円)

	総計	医療保険適用						
		75歳未満						75歳以上
		被用者 保険	本人	家族	国民健康 保険	(再掲) 未就学者		
2019年度	34.5	22.6	17.3	16.5	16.8	36.4	21.8	95.2
2020年度	33.5	21.9	16.7	16.2	15.5	35.8	18.1	92.0
2021年度	35.2	23.5	18.2	17.4	17.2	37.9	22.1	93.9
2022年度	36.8	24.5	19.4	18.4	18.8	38.9	24.5	95.7
2023年度	38.0	25.2	20.2	19.1	19.9	40.0	26.1	96.5

令和五年度概算医療費

47・3兆円、過去最大を更新

前年度比2・8%増

厚生労働省が九月三日に発表した令和五年度(2023年度)の概算医療費の動向によると、医療費総額は過去最大の47・3兆円となりました。高齢化などの影響で、前年度46・0兆円の医療費が1・3兆円、2・8%増の47・3兆円となったことにより、9年連続で40兆円を超えることとなりました。令和二年度

(2020年度)は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの影響で3・2%減少する一方、三年度はコロナ禍での大幅減の反動などにより4・7%増加しています。概算医療費は、審査支払機関が審査した医療保険と公費負担の医療費(算定ベース)が対象で、国民医療費の約98%が対象となります。

対前年度伸び率の2・8%の増の内訳は、①人口増の影響で0・5%減、②高齢化の影響で0・7%増、③診療報酬改定等の影響で0・64%減、その他の影響が3・3%増となっています。▼制度別医療費の推移(表1)わが国の医療費の総額47・3兆円の内訳をみると、①75歳未満は26・2兆円(全体の55・4%)、②75歳以上は18・8兆円(同39・8%)、③生活保護の医療扶助などの公費医療2・3兆円(同4・9%)となります。

75歳未満では、被用者保険(サラリーマンが加入する健康保険組合や協会けんぽ)が15・7兆円、国民健康保険(市町村国保や国保組合)が10・5兆円となっています。▼一人当たり医療費の推移(表2)「全体」では一年間で、38・0万円です。「75歳未満」は25・2万円。「75歳以上」は96・5万円で、「75歳未満」の3・8倍の医療費となっています。「75歳未満」を医療保険(適用別)にみると、被用者

保険20・2万円、国保40・0万円となっています。なお、当食品国保は23・0万円(前年度21・3万円)です。一人当たり医療費を前年度と比較すると、「全体」では1・2万円の増となっています。「75歳未満」は0・7万円の増、「75歳以上」は0・8万円の増となっています。当食品国保の場合は、1・7万円の増となっています。大幅な増となったのは、この年に一人当たり3千5百万円前後の超高額医療費が2件発生したことによりです。

健康家庭表彰

五七三世帯表彰

前年度より四五世帯減

組合では、一年間一度も保険証を使わなかった健康な組合員世帯を毎年九月に表彰しています。本年度の表彰該当者は、表彰日現在当組合に在籍する組合員で、令和五年四月一日から六年三月三十一日まで一年間、組合員の世帯全員が保険診療を受けなかった組合員に対して行われました。甲組合員(営業主世帯)で九三世帯、乙組合員(従業員世帯)で四八〇世帯、

合計五七三世帯の皆さんが表彰を受けられました。昨年度に比べ、甲組合員世帯で五世帯減、乙組合員世帯で四〇世帯減となり、合計で四五世帯の減少となりました。なお、表彰を受けられた組合員の皆さんには、挨拶状を添え、大丸松坂屋百貨店からカタログを配送いたしました。記念品は、そのカタログの中から、商品を選んでいただきました。

百歳以上高齢者

前年より2980人増

◇百歳以上の高齢者は、
9万5119人

百歳以上の高齢者数は、年々急速に増えていきます。厚生労働省の資料によれば、老人福祉法が制定された一九六三年（昭和三十八年）には全国で153人でしたが、八一年（同五十六年）には1千人を超え、九八年（平成一〇年）には1万人を超えました。二〇一二年（同二十四年）に5万人を超え、本年は9万5119人（前年は9万2139人）となりました。男女別にみますと、女性が2369人増の8万3958人となり、全体の約88.3%を占め、男性は611人増の1万1161人となっています。したがって、女性は男性の7.52倍の人が百歳以上になっています。（表①参照）。

まず、第一位は島根県の159・54人（前年同県で155・17人）で、二位は高知県の154・20人（前年同県で146・01人）、三位は鹿児島県の130・73人（前年鳥取県の126・29人）です。一方、最も少なかったのは、埼玉県の45・81人（前年同県で44・79人）、次いで愛知県で48・80人（前年同県で47・69人）、次いで、千葉県で52・60人（前年同県で50・22人）となっています。日本国内の最高齢者は、女性で、兵庫県芦屋市在住の糸岡富子さん116歳で、男性の最高齢者は、静岡県磐田市在住の水野清隆さん110歳でした。◇今年度中に百歳になり表彰対象となる高齢者は、4万7888人

存命の方です。内閣総理大臣からお祝い状及び記念品（銀杯）を贈呈される高齢者は、九月一日現在で、4万7888人（前年度に比べ781人増加）になると、厚生労働省は、九月十七日（火）に発表しました。百歳で表彰対象となる高齢者は、女性が4万856人（前年比476人増）、男性が6974人（前年比247人増）で、女性が男性の約5.9倍（前年約6.0倍）でした。また、都道府県別では、東京の3969人が最多で、次いで神奈川県2492人、三位北海道2391人、四位大阪府2345人、五位福岡県2092人と続き、愛知県は1903人で七位でした。

*老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、九月十五日を「老人の日」と定めています。

表① 男女別百歳以上高齢者数の年次推移

年次	男	女	計	女性の割合 %	平均寿命	
					男	女
	人	人	人		年	年
平成 26年	7,586	51,234	58,820	87.1	80.50	86.83
27年	7,840	53,728	61,568	87.3	80.79	87.05
28年	8,167	57,525	65,692	87.6	80.98	87.14
29年	8,192	59,579	67,771	87.9	81.09	87.26
30年	8,331	61,454	69,785	88.1	81.25	87.32
令和 元年	8,464	62,810	71,274	88.1	81.41	87.45
2年	9,475	70,975	80,450	88.2	81.64	87.74
3年	10,060	76,450	86,510	88.4	81.47	87.57
4年	10,365	80,161	90,526	88.6	81.05	87.09
5年	10,550	81,589	92,139	88.5	81.09	87.14
6年	11,161	83,958	95,119	88.3	-	-

「服薬情報のお知らせ」 を受け取った方に

組合員（被保険者）の皆さんの健康を守るために、当食品国保は、二カ月連続して、同じ効能・効果をもつお薬を二つ以上の医療機関から処方されている方に服薬情報のリーフレットを作成し、お送りしています。

服薬情報のリーフレット

あなたの健康を 守ります。



《服薬情報のお知らせ》
令和6年5月～令和6年6月 時点

あなたの健康のため、愛知県国民健康保険団体連合会が名古屋市食品国民健康保険組合と協力して、服薬情報のリーフレットを作成しました。このお知らせは、2カ月連続して、同じ効能・効果をもつお薬を2つ以上の医療機関から処方されている方にお送りしています。

複数の医療機関に受診し、薬を多く服薬している方は、薬の効能が重複し、健康を害するおそれもあります。健康を守るため、お薬手帳を活用して、服薬情報をまとめ、薬剤師さんへ相談してみてください。詳しくは、名古屋市食品国民健康保険組合へお問い合わせください。

【お問合せ先】名古屋市食品国民健康保険組合 保健事業担当 052-261-7661

A医療機関		B医療機関		C医療機関		D医療機関	
医薬品名	回数	医薬品名	回数	医薬品名	回数	医薬品名	回数
フロセミド錠20mg「NIG」	28 利尿剤	フロセミド錠20mg「NIG」	28 利尿剤				
フロセミド錠40mg「NIG」	28 利尿剤						
5月							
フロセミド錠20mg「NIG」	28 利尿剤	フロセミド錠20mg「NIG」	28 利尿剤				
フロセミド錠40mg「NIG」	28 利尿剤						
6月							

・薬剤数が多い場合は全ての薬剤が掲載されていない場合があります。
・症状が現れた際に使用するようなお薬（頓服薬や外用薬等）の回数は「1」と表示しております。

複数の医療機関に受診し、薬を多く服薬している方は、薬の効能が重複し、健康を害するおそれもあります。健康を守るため、「お薬手帳」を活用して、服薬情報をまとめ、薬剤師さんへ相談してみてください。

《病院や診療所、歯科医院、薬局に行く時は、「お薬手帳」を必ず持参しましょう！》

・この手帳を見れば、あなたの服薬状況を明確に伝えることができます。災害などの緊急時にも役立ちます。

《お薬手帳は1冊にまとめましょう！》

「業態組合長会」

12月4日（水）開催

恒例の業態組合長会は、左記のとおり、十二月四日（水）に、「名古屋市内地区業態組合」と「市外地区業態組合」と合同で、「名古屋ガーデンパレス（名古屋市中区錦三丁目）」で開催いたします。

この組合長会では、食品国保の現況等の報告と五年度保険料納付成績優秀業態組合の表彰を行います。

・複数の医療機関にかかっている場合でも、お薬手帳は1冊1冊にまとめましょう。

・お薬手帳を忘れた時にもらえるお薬手帳シールは、忘れずにお薬手帳に貼りましょう。

《あなたが使った薬の記録を残しましょう！》

・飲み残している薬がある場合は、薬の名前や余っている数を記録しましょう。

・薬についての不安や疑問、薬の使用後に気になる症状がある場合も記録しましょう。

・市販薬、サプリメント、健康食品も記録しましょう。

《かかりつけ薬局・薬剤師をつくりましょう！》

・複数の医療機関で出された処方せんも、1カ所の「かかりつけ薬局」に持っていくようにしましょう。

・「かかりつけ薬剤師」は、あなたの健康をサポートします。

◆業態組合長会

令和六年十二月四日（水）
午後二時三〇分から
名古屋ガーデンパレス
（名古屋市中区錦三丁目
一一一三）